

資料4

**第6期石狩市障がい福祉計画
【素案】**

第6期障がい福祉計画

1 成果目標の設定

障がいのある人を支援する観点から、次のような成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 施設入所者の地域生活への移行数

項目	数 値	備 考
現在の全入所者数	72 人	※令和2年3月31日の施設入所者数
【目 標 値】 地域生活移行者数	4 人	※上記のうち、令和5年度（2023年度）末時点の施設入所からグループホーム等へ地域移行する入所者数（割合については地域生活移行者数を全入所者数で除したもの） ※北海道からの目標値は6%以上
	5.6 %	

② 施設入所者の減少見込数

項目	数 値	備 考
現在の 全入所者数（A）	72 人	※令和2年3月31日の施設入所者数
平成32年度 全入所者数（B）	68 人	※令和5年度（2023年度）末時点の施設入所者数を見込む
【目標値】 削減見込（A－B）	4 人	※差引減少見込み数 ※割合については削減見込人数を全入所者（A）で除したもの ※北海道からの目標値は1.6%以上
	5.6 %	

(2) 福祉施設から一般就労への移行

① 一般就労移行者数

項目	数 値	備 考
令和1年度の 一般就労移行者数	12 人	※令和1年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度の年間一般就 労移行者数	15 人	※令和5年度（2023年度）において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 ※北海道からの目標値は1.27%以上
	1.25 %	

② 就労移行支援事業所利用者数

項目	数 値	備 考
令和1年度の就労移行 支援事業所利用者数	30 人	※令和1年3月の就労移行支援事業所利用者数
目標年度末の就労移行 支援事業所利用者数	38 人	※令和5年度（2023年度）末の就労移行支援事業所利用者数

※（1）及び（2）の目標値は、北海道の指針に基づき設定しています。

2 重点施策①

【身近な地域で相談支援を受けられる体制の構築】

入所等（福祉施設の入所又は入院）からの地域生活への移行支援、地域生活継続の支援、就労支援等のサービスの提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組みとして「地域生活支援拠点」の整備を進めます。また、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障害のある人に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。さらに、精神障害のある人のエンパワメント（自信の回復と生活への意欲の醸成）をサポートし、ピアサポート活動が可能になるよう柔軟に支援していきます。

(1) 地域生活支援拠点等の整備数

- ①障がいのある人の高齢化や重度化、8050 問題への対応を見すえ、地域全体で支える中核としての役割を担う体制を整備します。

項目	数 値	備 考
【目 標 値】	1 か所	※令和 5 年度（2023 年度）末時点における地域生活支援拠点等の整備予定数

- ②地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

区 分	令和 1 年度 (2019 年度) ※参考値	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
検討の場の実施回数 (回)	1 回	1 回	1 回	1 回

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（新規）

精神障がいのある人への切れ目ない支援を実施できるよう、保健、医療・福祉関係者による協議の場を設定します。

区 分	令和 1 年度 (2019 年度) ※参考値	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
協議の場の開催回数 (回)	0 回	1 回	1 回	1 回

(3) ピアサポート活動の支援

精神障がいのある人のエンパワメント（自信の回復と生活への意欲の醸成）をサポートし、ピアサポート活動が可能になるように柔軟に支援していきます。

区 分	令和 1 年度 (2019 年度) ※参考値	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
ピアサポート活動への参加人数 (人)	0 人	1 人	3 人	5 人

3 重点施策②

【多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上】

障がい者の重度化・高齢化が進む中、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、事業を実施していくために、提供体制の確保と人材の確保を進めます。

(1) 各種研修への参加の支援（新規）

北海道が実施する研修等への参加を支援します。

区 分	令和1年度 (2019年度) ※参考値	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
支援した研修等の回数	0回	0回	10回	10回

4 サービス必要量の見込

在宅生活に必要なサービスについて、自立した生活を心身ともに豊かにおくれるよう、在宅福祉サービスをさらに推進します。具体的なサービスとしては次に掲げる障害者総合支援法の「指定障害福祉サービス」や「地域生活支援事業」において提供されるサービスが多く含まれます。

(1) 指定障害福祉サービス

「指定障害福祉サービス」の充実と利用促進（居住系）
■ 自立生活援助 施設入所支援や共同生活援助を利用していた方を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言を行います。
■ 共同生活援助（グループホーム） 地域で共同生活を営むことに支障のない障がいのある人に、夜間、共同生活を営むべき住居において、相談その他食事等の日常生活上の援助を行います。
■ 施設入所支援 施設入所者に、入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。

《居住系サービス量の見込み》

（単位：人分）

サービス体系	令和1年度 (2019年度) ※参考値	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自立生活援助	0	1	1	1
		※第5期計画（令和2年度）の見込量		

共同生活援助	130	135	140	145
	※過去3か年の推移より算出			
施設入所支援	72	70	69	68
	※過去3か年の推移より算出			
全 体	202	206	210	214

「指定障害福祉サービス」の充実と利用促進（訪問系）	
■居宅介護（ホームヘルプ）	居宅における入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯などを行います。
■重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がいのある人に入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援を総合的に提供します。
■行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人等であって、常時介護を要する人に介助や外出時の移動の支援などを提供します。
■重度障害者等包括支援	意思の疎通が著しく困難で、常時介護を要する障害支援区分6の障がいのある人等であって、その介護の必要度が著しく高い方に障害福祉サービスを包括的に提供します。
■同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がいのある人等であって、外出時に同行し、移動の援護や、外出先において必要な視覚的情報の支援、食事の介護などの支援を提供します。

《訪問系サービス量の見込み》

（単位：時間分/月）

サービス体系	令和1年度 (2019年度) ※参考値	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅介護	1,754	1,780	1,800	1,820
	※過去3か年の推移より算出、実人員×20時間			
重度訪問介護	1,191	1,200	1,600	1,600
	※過去3か年の推移より算出、実人員×400時間			
行動援護	691	702	720	720
	※過去3か年の推移より算出、実人員×18時間			
重度障害者等包括支援	0	10	15	20
	※第5期計画（令和2年度）の見込量			
同行援護	17	24	28	32
	※過去3か年の推移より算出、実人員×4時間			

「指定障害福祉サービス」の充実と利用促進（日中活動系）	
■生活介護	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護が必要な障がいのある人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
■自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいのある人に、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を実施します。
■自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある知的障がい者・精神障がいのある人に、社会的リハビリテーションやサービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を実施します。
■就労移行支援	一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより就労等の見込まれる障がいのある人に対し、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を一定期間実施します。
■就労継続支援（A型）	就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない障がいのある人や就労経験のある障がいのある人等に、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図り、事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供したり、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労への移行に向けて支援します。
■就労継続支援（B型）	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない障がいのある人や、一定年齢に達している障がいのある人等に、事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）したり、工賃の支払い目標水準を設定し、額のアップを図り、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けて支援します。
■療養介護	病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上必要な介護を提供します。
■短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
■就労定着支援（平成30年度からの新規事業）	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などを行います。

《日中活動系サービス量の見込み》

①日中活動系サービス全体の見込量

（単位：人分）

サービス体系	令和1年度 (2019年度) ※参考値	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
生活介護	154	160	160	160
		※過去3か年の推移より現状維持		
自立訓練(機能訓練)	0	1	1	1
		※第5期計画（令和2年度）の見込量		
自立訓練(生活訓練)	3	3	4	4
		※過去3か年の推移より算出、実人員×22日		

就労移行支援	30	34	36	38
	※過去3か年の推移より算出			
就労継続支援(A型)	34	38	40	42
	※過去3か年の推移より算出			
就労継続支援(B型)	125	150	160	170
	※過去3か年の推移より算出			
就労定着支援	6	8	9	10
	※過去3か年の推移より算出			
療養介護	15	15	16	16
	※過去3か年の推移より算出			
地域活動支援センター	40	40	50	60
	※第5期計画(令和2年度)の見込量			
全 体				

※毎日の日中活動系サービス利用者の全体像を整理するため、地域活動支援センターを含め、短期入所を除く。

※サービスの見込量にあわせ、1ヶ月あたりの平均利用者数を推計。

※就労定着支援は平成30年度からの新規事業ため、平成28年度実績値なし

②日中活動系サービスの見込量

(単位:人日/月)

サービス体系	令和1年度 (2019年度) ※参考値	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
生活介護	3,285	3,360	3,360	3,360
	※過去3か年の推移より現状維持			
自立訓練(機能訓練)	0	30	30	30
	※第5期計画(令和2年度)の見込量			
自立訓練(生活訓練)	57	66	88	88
	※過去3か年の推移より算出、実人員×22日			
就労移行支援	455	612	648	684
	※過去3か年の推移より算出、実人員×18日			
就労継続支援(A型)	645	760	800	840
	※過去3か年の推移より算出、実人員×20日			
就労継続支援(B型)	2,206	2,700	2,880	3,060
	※過去3か年の推移より算出、実人員×18日			
就労定着支援	6	8	9	10
	※過去3か年の推移より算出			
療養介護	455	465	496	496
	※過去3か年の推移より算出、実人員×31日			
短期入所	130	184	192	200
	※過去3か年の推移より算出、実人員×8日			

※サービスの利用見込量を整理。

※人日分とは、1ヶ月あたりの利用見込み日数を、人数に乗じた数値。

「相談支援」の充実と利用促進
<p>■ 計画相談支援 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障がいのある人が支給決定の際に、必要なサービス等利用計画を作成します。利用開始後は一定の期間ごとにモニタリング等の支援を行います。</p>
<p>■ 地域移行支援 障害者支援施設又は精神科病院に入所・入院する障がいのある人が、退所・退院し、地域生活へ移行する際に必要な相談支援をします。</p>
<p>■ 地域定着支援 居宅において単身または家庭の状況により同居していた家族による支援を受けられない障がいのある人が、地域での生活において必要な相談支援をします。</p>

《相談支援の見込み》

(単位：人分)

サービス体系	令和1年度 (2019年度) ※参考値	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画相談支援	432	450	460	470
		※過去3か年の推移より算出		
地域移行支援	9	10	10	10
		※過去3か年の推移より現状維持		
地域定着支援	0	3	3	3
		※第5期計画(令和2年度)の見込量		

(2) 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」の充実と利用促進
<p>■ 相談支援事業 障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。</p>
<p>■ 意思疎通支援事業 聴覚障がいのある人等のための意志疎通を仲介するための支援で、手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業・手話通訳者設置事業に区分されます。</p>
<p>■ 日常生活用具給付等事業 障がいに応じて必要な様々な日常生活用具(特殊寝台、入浴補助用具、住宅改修、ストマ用装具、点字器、歩行補助つえ等)を給付します。</p>
<p>■ 移動支援事業 屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。</p>
<p>■ 地域活動支援センター事業 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与します。</p>
<p>■ その他事業 市町村が地域状況を踏まえ必要に応じ任意に実施する事業です。本市で実施する事業は以下のとおりです。</p>

<p>●日中一時支援事業 日中において監護者がおらず、一時的に見守り等が必要な障がい児（者）を適切な場所で預かり、支援を行います。</p>
<p>●訪問入浴サービス事業 入浴が困難な在宅の身体障がいのある人の居宅を特殊車両で訪問して入浴の介護を行い、身体の清潔保持、心身機能の維持を図ります。</p>
<p>●生活サポート事業 障害支援区分により介護給付が非該当となっている方で、日常生活に支障をきたすおそれのある障がいのある人等にホームヘルパーを派遣し、生活支援・家事援助を行い、地域での自立した生活の促進を図ります。</p>
<p>●更生訓練費給付事業 身体障がい者更生施設等に入所・通所し、自立訓練や就労訓練を受けている方に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。</p>
<p>●自動車運転免許取得・改造助成事業 身体障がいのある人が就労等のため自動車運転免許を取得する場合の費用の一部助成と重度の身体障がいのある人が就労等に伴い自ら所有し運転する自動車の操向装置等を改造した場合の費用の一部助成を行い、社会復帰の促進を図ります。</p>

《地域生活支援事業の見込み》

事業名	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実施見込み箇所数	利用見込み件数	実施見込み箇所数	利用見込み件数	実施見込み箇所数	利用見込み件数
(1) 相談支援事業						
① 相談支援事業						
ア) 障がい者相談支援事業	3か所	—	3か所	—	3か所	—
	※第5期計画（令和2年度）の見込量					
イ) 地域自立支援協議会	1か所	—	1か所	—	1か所	—
	※第5期計画（令和2年度）の見込量					
② 市町村相談支援機能強化事業	1か所	—	1か所	—	1か所	—
	※第5期計画（令和2年度）の見込量					
③ 住宅入居等支援事業	1か所	—	1か所	—	1か所	—
	※第5期計画（令和2年度）の見込量					
④ 成年後見制度利用支援事業	—	2人	—	3人	—	4人
	※第5期計画（令和2年度）の見込量					
(2) 意思疎通支援事業		80人		80人		80人
	※過去3か年の推移より現状維持					
(3) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込件数						
① 介護・訓練支援用具		5件		5件		5件
	※過去3か年の推移より現状維持					
② 自立生活支援用具		20件		20件		20件
	※過去3か年の推移より現状維持					
③ 在宅療養等支援用具		18件		19件		20件
	※過去3か年の推移により算出					
④ 情報・意思疎通支援用具		16件		17件		18件

	※過去3か年の推移により算出					
⑤排泄管理支援用具	1,400件	1,410件	1,420件			
	※第5期計画（令和2年度）の見込量					
⑥居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	5件	6件	7件			
	※第5期計画（令和2年度）の見込量					
(4)移動支援事業	50か所	200人	50か所	210人	50か所	220人
	延べ10,500時間		延べ11,000時間		延べ11,500時間	
	※第5期計画（令和2年度）の見込量					
(5)地域活動支援センター事業						
①基礎的事業	4か所	40人	5か所	50人	5か所	60人
②機能強化事業	4か所	—	5か所	—	5か所	—
	※第5期計画（令和2年度）の見込量					
(6)その他事業						
①日中一時支援事業	—	15件	—	15件	—	15件
	※第5期計画（令和2年度）の見込量					
②訪問入浴サービス事業	—	3件	—	3件	—	3件
	※第5期計画（令和2年度）の見込量					
③生活サポート事業	—	1件	—	1件	—	1件
	※第5期計画（令和2年度）の見込量					
④更生訓練費給付事業	—	3件	—	3件	—	3件
	※第5期計画（令和2年度）の見込量					
⑤自動車運転免許取得 ・改造助成事業	—	3件	—	3件	—	3件
	※第5期計画（令和2年度）の見込量					

5 見込量確保の方策

障害福祉サービス等の必要な人が利用できるよう見込量の把握に努めるとともに、相談支援に係るニーズ把握に努めます。特に、共同生活援助や生活介護、短期入所、計画相談支援など需要増が見込まれますので、事業所の設置を促進するとともに、利用者の求めに応じたサービスが提供できるように努めます。

地域生活支援事業については、必要な事業を継続して実施するとともに、地域の障がいのある人の実情に合わせた事業実施に努めます。